


国の安全保障に係わる装備等を生産している企業に対する 外国資本による買収に関する各国の法規制の状況

(一橋大学 イノベーション研究センター 西口敏宏 研究室の調査研究成果報告)

平成20年3月

財団法人 防衛調達基盤整備協会 

発刊にあたって

当協会は、協会設立の目的にもあります「防衛装備品の生産及び調達に関する正しい理解と知識を広める」という観点から、防衛装備品の生産及び調達に関する自主的な調査研究に取り組んでまいりました。

本件は、公益事業の一環として、防衛装備品の生産及び調達に関する自主的な調査研究を行い、防衛装備品の適正、円滑かつ効果的な実施に協力し、もって防衛基盤の強化に寄与するための調査研究項目として、「国の安全保障に係わる装備等を生産している企業に対する外国資本による買収に関する各国の法規制の状況」を、一橋大学イノベーション研究センターの西口教授に調査委託したものであります。

昨今は、日本企業のグローバル化、地球規模の分業体制への移行に伴い、国境を越えた企業買収が活発化している状況にあります。

本調査研究は、そのような中であって、一国の安全保障に直結する防衛装備品の生産を行っている企業に対する外国資本の買収に対し、各国がどのような施策を講じているのかを調査し、ひいては我が国の防衛産業への知識の普及を行おうとするものです。

本調査研究のため、スウェーデン及び英国を訪問するなど意欲的に現地調査を行い、興味深いものとなっております。

本報告書が、今後の防衛装備品の生産及び調達に寄与するとともに、関係者の皆様方にご活用いただければ幸甚であります。

平成20年3月

財団法人 防衛調達基盤整備協会

理事長 宇田川 新一

目 次

1. 欧米等の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制	1
(1) 欧州の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制	1
(2) 米国の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制	5
(3) ロシアの防衛産業への外資参入に関する政策・法規制	6
2. 日本の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制、ならびに、 日本の武器輸出に関する法規制	7
3. ワッセナー・アレンジメント	10
4. 中国、ロシアの国策民間会社が、日本をはじめとする外国の防衛産業に 巧妙に資本参加しようとしているケース	14
5. スウェーデンのケース	15
(1) コッカムス社のケーススタディー	15
(2) スウェーデン政府の防衛調達改革方針	16
(3) スウェーデン政府による防衛産業への外資参入に関する政策・法律	17
(4) Bofors 社のケーススタディー	19
6. 英・仏・独・米の防衛調達方針	19
(1) イギリスの防衛調達方針	19
(2) フランスの防衛調達方針	20
(3) ドイツの防衛調達方針	21
(4) アメリカの防衛調達方針	22
7. 今後の研究活動	23
注	25
参考文献	29

1. 欧米等の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制

欧米等の防衛産業への外資参入に関する政策や法規制に関しては、JETRO 日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp/biz/world/>)、ならびに、財務省委託調査・三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 (2006) (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1803chokutou.htm>) に、各国別の外資に関する規制が論じられている。本節では、これらに依拠しながら、以下の通り整理する。

(1) 欧州の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制

欧州は、EU による EU 内の防衛産業統合・再編政策があり、EU 内での国を超えた統合・再編が生じている。EU による外資参入に関する規制はないが、Reuters (2007 年 7 月 22 日, <http://www.bi-me.com/main.php?id=11820&t=1&c=34&cg=>) によれば、EU の通商委員である Peter Mandelson は、競争を促進させる一方、外国からの乗っ取りに対し、防衛産業などの戦略的セクターを黄金株制度等で保護していく必要がある旨の見解を示している。EU 加盟国間同士での外資参入に関する対応で、この EU の防衛産業政策に反した行動はない。ただし、法律面で各国規制がある。EU 内の主要各国の外資参入に関する規制は下記の通りである。

ア 英 国

英国では、防衛分野の事業に関して政府の事業許認可や登録を要する。2002 年企業法により、合併により国家の公益が損なわれると判断された場合には、貿易産業大臣が、議決権株式保有割合等の明確な基準はない (Enterprise Act, Sections 42, 45, 58, 59) が、その買収に介入する権限を有することが規定されており、外資参入だけでなく対内直接投資にも適用される。

また、防衛関連産業に関しては特定の企業への外資による出資を規制することを可能にしている制度が特別株 (Special Shares) または黄金株 (GoldenShares: 民営化された企業において国家もしくは他の国営企業が一定の統制をきかせるために、当該国家もしくは国営企業に対して特別な権利もしくは権限を付与して発行される株式) 制度と呼ばれるものである。黄金株制度は、1980 年代初頭の英国で、国営企業の民営化を背景に創設された。当時、国営企業を市場圧力に晒すことによって規律を持たせることを目的として民営化が

積極的に行われたが、新たに民営化された旧国営企業が民間セクターになじんで軌道に乗るまでには時間がかかるのが普通で、軟着陸させるためには一定期間の保護措置が必要なケースが多かった。また、そうした企業は安全保障上高い公益性または戦略的な重要性を有している場合が多く、民営化後も企業の独立性を確保して従来 of 事業を継続させることも必要であった。こうしたことから、英国では、1982 年に Amersham International 社（平和目的の放射性物質製造企業）の株式 100%を民間に売却する際に初めて黄金株制度が使われ、以後、全ての民営化案件で使われるわけではないが、電力会社や防衛関連企業などを中心に数多くのケースで同制度が利用されている。

安全保障上の理由で黄金株が発行される場合、期限の定めは設けられず、安全保障の優先順位に変化がない限り、黄金株は継続的に国または国営企業によって保有される。現在でも国が保有している企業としては、例えば防衛産業の QinetiQ Holdings 社や Rolls Royce 社、British Aerospace 社（現 BAE Systems 社）、エネルギー産業の British Energy 社、公共輸送の London and Continental Railways 社や Eurostar 社などがあり、また、すでに安全保障上の役割を終え、企業による黄金株買戻しが行われた企業としては、Amersham International 社、Britoil 社（北海油田の権益保有）、Enterprise Oil 社（石油精製）、Jaguar 社（自動車製造）、British Steel 社（製鉄）、British Telecom 社（通信）などがある。

イ フランス

通貨金融法典（Monetary and Financial Code）では、経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動が公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合、取引の中止、変更を命令することができる。

また、外資規制法：「外資規制に関する 2005 年 12 月 31 日付け政令第 2005-1739 号」に基づき、武器、弾薬など軍事目的や兵器にかかわる開発・製造・売買の業種では、外国企業が直接投資（外国資本の累計あるいは議決権が 33.3%を超える場合、ただし、国際収支統計上の定義は資本および議決権が 10%を超える場合の投資）をする場合、経済財政産業省にその投資の事前許可を要する。

(ア) 行政当局への届け出

届け出の義務が発生するのは以下の場合：

- ① 150 万ユーロを超過する外資によるフランス企業創設あるいは拡張

- ② 150万ユーロを超過する外資による不動産投資
- ③ フランスにおける外国投資の精算
- ④ 事前許可の対象となった投資案件の実施

届け出（特に規定用紙なし）は、投資家側情報（上場企業の場合は、5%以上の株を保有する株主、および、代表取締役会のメンバーリストも提示）、投資対象企業情報（会社形態、SIREN 番号、最新の業績）、投資オペレーションの内容（金額、投資形態など）の事項を明記した上で、経済・財政・産業省（国庫局）宛てに提出する。

届け出先：Ministere de l'economie, des finances et de l'industrie（Direction du Tresor）139, rue de Bercy, 75572 Paris Cedex 12

(イ) 事前許可

国益に直接関係する以下の分野については、事前許可が必要である。

- ① 賭博事業
- ② 民間警備
- ③ テロ活動、病原物質、毒物などの不正使用対策および不正使用による健康面の影響防止対策に関する研究、開発、生産
- ④ 通信傍受盗聴機器
- ⑤ IT 製品およびシステムのセキュリティ評価サービス
- ⑥ 国防に関わる情報システムを管理している公共・民間事業者と契約を結んでいる企業の情報システムのセキュリティ
- ⑦ デュアル・テクノロジー関連品およびテクノロジー
- ⑧ 暗号の手段およびサービス
- ⑨ 国防上の機密を保有する企業が行う事業
- ⑩ 軍事、戦争用などの武器、弾薬、火薬、爆発物の研究、生産、取引
- ⑪ ク〜コ項までの分野で直接あるいは下請を通して国防省と調査あるいは納入契約を結んでいる企業が行う事業

(注) ⑩～⑪項目は EU 域外からの投資案件にのみ適用される。

手続きは案件成立時に経済・財政・産業省（国庫総局）宛に届け出を行う。申請に当たって明記すべき事項は投資家に関する情報、投資理由、投資計画の概要等に関する情報で

ある。経済担当省が投資申請書類受理後、2 カ月以内に投資に関する回答を与えることになっている。届け出および認可申請先は、経済・財政・産業省（国庫総局）である。

ウ ド イ ツ

健康、従業員・消費者の安全が問題となりうる業種として、武器の製造および売却において、武器法令を根拠法として、国内企業・外国企業に限らず、特別の許認可が必要となる。また、対外経済法（Aussenwirtschaftsgesets）では、（第7条）安全保障および対外的利益の擁護において、対外経済取引における法律行為と商取引は、i）ドイツ連邦共和国の安全を維持するため、ii）国民の平和的生活の障害を防止するため、iii）ドイツ連邦共和国の対外関係が著しく阻害されるのを防止するために商取引を制限することができるとし、第1項で特に武器、弾薬、戦争資材に関する規制を定めているが、ドイツ政府は武器製造業が慎重を要する分野とし、外資による買収に関し、事前に投資家に規制に関する情報を提供し、投資家と事前相談、交渉し、国の安全維持に必要な場合は、投資を禁止することができる体制を構築するとの考えが背景になっている。

(ア) 規制の対象となるもの

非居住者および非居住者の議決権の比率が25%以上の居住者企業。非居住者買収者の議決権の計算にあたっては、他の企業に議決権を有する場合は、他の企業の持分も加算される。

(イ) 規制対象取引

武器製造企業（含、政府機密情報暗号システム製造）の買収あるいは外資25%超の直接的、間接的な資本参加。25%の根拠はドイツ会社法では25%超の議決権は保有者に大きな影響力を与えるからとされている。

(ウ) 規制対象業種

武器製造業（含、政府機密情報暗号システム製造）。対象の武器は戦争兵器コントロール法第1条第1項付表Bに明記されたもの。対象の武器を製造する対象企業約20数社がリストアップ（2005年に、タンクと同様の軍事車両のエンジンとギアシステムの開発・製造会社が追加）されている。

(エ) 規制方法

買収者は経済労働省に事前届出が必要。審査期間 1 ヶ月以内に、国の安全を維持するのに必要な場合、政府は買収を禁止することができる。審査期間 1 ヶ月が経過するまで、買収契約は法的に有効にならない。

対象の武器、製造企業が限定されており、運用は限定的である。これまで事前相談の結果、取引内容を変更したケースはあるが、取引を禁止したケースはない。外国企業による武器製造会社の買収事例は、ドイツ弾薬製造会社のスイス企業による買収、Ship yard の米国会社による買収がある。(ただし Shipyard の買収は規制導入以前。)

また、日本経済新聞 2007 年 11 月 14 日朝刊 9 面によれば、独政府は、先端技術や軍事技術を持った基幹産業が外資傘下に入るのを防ぐ「リスク制限法」の成立を目指している。敵対的買収者の出資比率が大きく上昇する場合に政府が拒否できる権限を認めるほか、金融当局による監視などを盛り込む案が有力となっている。国会では左派的な色彩を打ち出している社会民主党 (S P D) だけでなく、メルケル首相の出身母体である中道右派のキリスト教民主同盟 (C D U) も同意するとみられる。2008 年にも施行される可能性がある。

(2) 米国の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制

外資に関する規制は財務省の米国内外資委員会 (The Committee on Foreign Investment in the US : CFIUS) が主要管轄機関で、国家安全保障にかかわる場合、規制がある。

エクソン・フロリオ条項 (Exon-Florio provision) の目的は、米国内直接投資 (FDI) を規制するのではなく、外国からの投資内容を精査し、米市場をできる限り公開するというものだが、投資内容が米安全保障にかかわるものと大統領が判断した場合には、エクソン・フロリオ条項が適用され、FDI が規制される。

FDI を尊重しながらも国家安全保障を守る目的で国防生産法 (Defense Production Act) を修正した条項がエクソン・フロリオ修正条項で、1988 年に発効した。エクソン・フロリオ条項は、財務省が委員長を務める CFIUS (米国内外資委員会) が監督する。同委員会は、12 の複数省庁 (財務省の他は国務省、国防省、商務省、司法省、米通商代表部、経済諮問委員会、行政管理予算局、科学・技術政策局など) から構成される。国家安全保障を守りながら、FDI 内容を精査することで米投資政策を実施し、同時に、米国の開

かれた投資機会を維持し外国からの投資家の信頼を得ながら、米国の投資家が外国で報復的差別の対象にならないよう努める。プロセスとして、企業から届け出があった後、CFIUS（米国内外資委員会）は、30日以内に国家安全保障に関係する案件かどうか審査する。30日間では結論が出ない場合は、45日間の調査期間があり、企業に改めて書類を提出させる等、案件を再審査できる。この期間で結論が出れば、それが委員会の最終結論となる。調査を行った場合、大統領が判断すべきとの結論が出れば、委員会が推奨する対応を盛り込んだ報告が大統領になされ、大統領の決定が委員会に15日以内に通知される。全てのプロセスは90日を超えることができない。管轄機関は財務省の国際関係担当次官補オフィス内国際投資局米国内外資委員会（CFIUS）である。

また、国防分野では、国防省の事業に対し入札や提示をする企業や、その企業の子会社が、外国政府か外国政府の機関に所有されるか支配される場合、1979年輸出管理法（Export Administration Act of 1979）の第5項(j)(1)(A)のもとに米務省によって、その国が国際テロリズムを支援していると判断されるなら、当該企業はその入札内容や提示内容を米政府に公開しなければならない。また、国家安全保障政策のもとに国防省もしくはエネルギー省からの下請けする企業は、その業務を行う上で、公開禁止扱いされている情報へのアクセスが必要となる場合、外国政府に支配されている企業であってはならない。さらに、国防長官とエネルギー長官は、外国人に支配される関連事業の情報をデータ・ベースとして管理しなければならない。そのデータ・ベースは、1988年以降に国防省またはエネルギー省から年間1000万ドル以上の事業を下請けした外国人支配の企業に関する情報を含むものである。

(3) ロシアの防衛産業への外資参入に関する政策

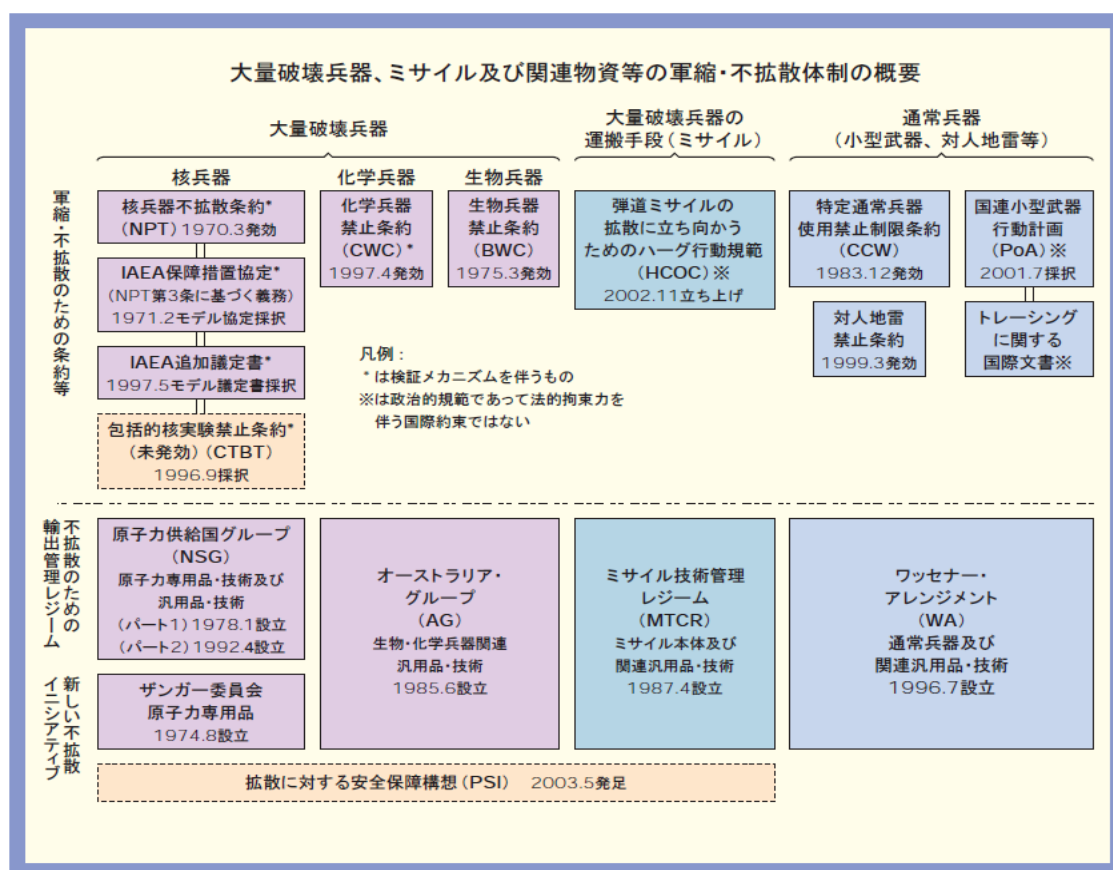
軍需工業は、外国企業による事業の禁止、私有化への参加制限、外資の出資比率制限、役員等の国籍要件等の制限がある。一般的な制限・禁止（外国企業のみならず、国内企業にも及ぶ）に関しては、軍需産業、原子力産業等「戦略的産業」が挙げられ、私有化が禁止され、あるいは、厳格に制限されるケースが多い。

外国人投資家に対する制限では、軍需部門が生産高の3割を超えた企業の私有化に参加するためには、外国企業は政府の特別許可を得ることが不可欠である（1993年12月24日付大統領令第2284号により承認された「ロシア連邦における国有・公有企業の私有化に関する国家プログラム」の第10項の1）。なお、閉鎖行政地域（軍需企業等が所

在し、特別な管理体制の対象とされる地域)において、外資企業を設立する際には、連邦政府の承認ならびに当該地方行政の決定の取得が必要要件である。

2. 日本の防衛産業への外資参入に関する政策・法規制、ならびに、日本の武器輸出に関する法規制

日本の武器輸出規制に関し、国際規制、日本独自の規制がある。国際規制に関しては、下図のような規制に参加している。



(出所 外務省ホームページ : http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2006/pdfs/hon1_1.pdf)

日本独自の武器¹⁾ 規制に関し、政策として『武器輸出三原則』、法律として『外国為替及び外国貿易法』、政令として『輸出貿易管理令』で規定がある。

『武器輸出三原則』とは、1967年4月21日、佐藤総理(当時)が衆院決算委における

答弁で表明したもので、次の3つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

- 共産圏諸国向けの場合
- 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- 国際紛争の当事国またはその恐れのある国向けの場合

また、1976年2月27日、三木総理（当時）が衆院予算委における答弁において「武器輸出に関する政府統一見解」として下記のことを表明した。

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- 三原則対象地域については「武器」の輸出は認めない。
- 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神に則り、「武器」の輸出を慎むものとする。
- 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

以上が、武器輸出三原則の内容である。その後、武器輸出三原則の例外として、以下のケースでは、武器輸出が認められた。

- 1983年の対米武器技術供与
- 1996年のPKO活動又は人道的な国際救援活動のための後方支援、物品または役務の相互提供に含まれる武器
- 1997年の人道的な対人地雷除去活動に必要な貨物などに含まれる武器
- 2004年のMD用新生代迎撃ミサイル開発・生産での部品の対米輸出
- 2006年のインドネシア共和国政府に対する海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇輸出

次に、『武器輸出三原則』の法的根拠を持たせ、かつ、日本の防衛産業への外資参入規制なる法律が『外国為替及び外国貿易法』と『輸出貿易管理令』である。

『外国為替及び外国貿易法』では、第 25 条において居住者が、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引」と「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引」を非居住者との間で行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならないとしている。

また、日本の防衛産業への外資参入に関する法律として、第 26、27 条において、外国投資家が対内直接投資で、上場会社等の発行済株式の総数に占める割合の 10%以上を得ようとする際や、非上場企業の株式を取得しようとする際、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならず、審査において、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる²⁾と認めるときは、財務大臣及び事業所管大臣は当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる³⁾。

さらに、補足ではあるが、外資による日本企業への資本参加、買収自体の規制として、独占禁止法による規制がある。外国為替及び外国貿易法による規制に該当しない軍事産業へ転用可能な事業を営む企業が独占禁止法の面から規制を受ける可能性が一応はある。

独占禁止法（第 10 条）は一定規模以上の企業が他社の株式を 10%・25%・50%（議決権ベース）を超えて取得した場合には、それぞれ公正取引委員会への届け出を義務付けている。公正取引委員会は M&A（合併・買収）が市場競争を妨げないか審査し、市場占有率が高すぎると判断した場合には独禁法規定に従い取得株の処分を命じることができる（日本経済新聞 2007 年 10 月 31 日朝刊 1 面、公正取引委員会ホームページ：<http://www.jftc.go.jp/ma/kisoku/kitei/kitei.html>, 2007 年 11 月 29 日現在）。

これに加えて、日本経済新聞（2007 年 10 月 31 日朝刊 1 面）によれば、公正取引委員会は企業合併審査の対象を広げる方針を固め、合併や株式取得の際に公取委への届け出を義務付ける範囲を拡大し、投資ファンドが株式を取得するケースや外国企業が日本の子会社を通じて国内企業の株式を取得する「三角合併」などを審査の対象に加える予定でいる。再編のやり方や買収者のすそ野が広がる中で、市場の独占につながる M&A を事前に監視する体制を強化するとしている。

『輸出管理令』では、輸出規制品目（貨物）・技術の規定とそれらを輸出する際に経済産

業大臣による許可が必要であることを規定している。輸出規制品目（貨物）・技術は、国際的に合意された品目（貨物）・技術を規制するリスト規制と日本が規制するキャッチオール規制に分類される。

リスト規制では、全地域を対象に、武器およびその部分品、大量破壊兵器関連資機材（原子力関係、化学兵器関係、生物兵器関係、ミサイル関係）、通常兵器関連汎用品（先端材料、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータ、通信関連、センサー、レーザー、航法関連、海洋関連、推進装置、機微品目、その他）の貨物、また、その設計、製造又は使用に係る技術で経済産業省令で定めるものが規制の対象に該当する。

キャッチオール規制では、この規制の対象とならないホワイト国 26 カ国を除く全地域に対し、鉱物性生産品、化学工業の生産品、プラスチックおよびこれらの製品、紡織用繊維及びその製品の一部、石、プラスター、セメント、石綿、雲母、その他これらに類する材料の製品、陶磁製品、ならびに、ガラスおよびその製品、天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属、ならびに、これらの製品、身辺用模造細貨類、ならびに、貨幣、卑金属およびその製品、機械類および電気機器、ならびに、これらの部分品、ならびに、録音機、音声再生機、ならびに、テレビジョンの映像および音声の記録用または再生用の機器、ならびに、これらの部分品および付属品、車両、航空機、船舶および輸送機器関連品、光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計および楽器、ならびに、これらの部分品および付属品、武器および銃砲弾、ならびに、これらの部分品および付属品、雑品の一部の品目が規制の対象に該当する。

3. ワッセナー・アレンジメント

ワッセナー・アレンジメントとは、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関する協定（The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies）のことであり、冷戦の終結に伴い、旧共産圏諸国に対する戦略物資統制のためのココム（COCOM）が解消された後、1995年12月に新たな輸出管理体制の設立について、関係国間で政治的な申し合わせが行われ、1996年7月の設立総会をもって正式に発足した国際協定である。

本節では、外務省のホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/13_gaiyo.html) に依拠して、本協約の特徴について簡潔にまとめる。

(1) 目的

ア 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与する。

イ グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止する。

(2) 設立の経緯

ア ココムの解消

94年3月末、冷戦の終結に伴い旧共産圏諸国に対する戦略物資統制のためのココムが解消された。

イ 新輸出管理体制設立協議

地域の安定を損なうおそれのある通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応した輸出管理体制設立の必要性が強く認識され、旧ココム参加国を中心に約2年半にわたり協議を行った。

ウ ワッセナー・アレンジメントの設立合意・発足

95年12月、新たな輸出管理体制の設立について関係国間で政治的な申し合わせが行われ、協議が行われたオランダのワッセナー市にちなみ「ワッセナー・アレンジメント (WA)」と呼ばれる。その後、96年7月の設立総会をもって体制が正式に発足

(3) 基本的枠組み

ア WAの性格

WAは法的拘束力を有する国際約束に基づく国際的な体制ではなく、通常兵器及び

機微な関連汎用品・技術の供給能力を有し、かつ不拡散のために努力する意志を有する参加国による紳士的な申し合わせとして存在

イ ココムとの違い

ココムがその対象地域を対共産圏に限定していたのに対し、WA では特定の対象国・地域に的を絞ることなく全ての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

ウ WA における活動

(ア) 輸出管理

参加国は、通常兵器及び関連汎用品・技術に関して WA で合意されたリスト（＊）の品目について、国内法令（我が国においては、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替管理令等）に基づき輸出管理を実施している。

輸 出 管 理 対 象 品 目 リ ス ト

区 分	カテゴリー区分	主な品目等
汎用品	1 先 端 材 料	超伝導材料、セラミック等
	2 材 料 加 工	工作機械、ロボット等
	3 エレクトロニクス	集積回路、半導体等
	4 コ ン ピ ュ ー タ	—
	5 通 信 関 連	ケーブル、暗号装置等
	6 センサー・レーザー	ソナー、暗視センサー、レーダー等
	7 航 法 装 置	ジャイロスコープ、GPS等
	8 海 洋 関 連	潜水艇、水中用ロボット等
	9 推 進 装 置	ロケット推進装置、無人航空機等
軍需品	22項目にわたり武器(通常兵器)を網羅したリスト	

(4) 情報交換

参加国は、通常兵器及び関連汎用品・技術の移転に関する透明性を高めるために以下の情報を参加国間において通報している。

区 分		移転通報	拒否通報
通常兵器		国連軍備登録制度(UNR)の7つのカテゴリーに小型武器(携帯式地对空ミサイルを含む)を加えた計8カテゴリーの通常兵器について、型式の詳細を含むWA参加国からWA非参加国への移転の通報(年2回)	—
汎用品	基本リスト品目	—	非参加国に対する拒否案件についての通報(年2回)
	機微リスト品目	非参加国に対する許可/移転についての通報(年2回)	非参加国に対する拒否案件についての原則30日、遅くとも60日以内の通報。
		アンダーカット事後通報 過去3年間の拒否案件と本質的に同様の案件の輸出許可についての原則30日、遅くとも60日以内の通報。	

エ 参加国・組織(平成19年12月 現在)

(7) 参加国

区 分	参 加 国(40カ国)の内訳
設立時に参加(33カ国) (1996年7月正式発足)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国
設立後に参加(7カ国)	クロアチア(2005.5)、エストニア(2005.5)、ラトビア(2005.5)、リトアニア(2005.5)、マルタ(2005.4)、スロヴェニア(2005.2)、南ア(2006.2)、

(イ) 組織

- 事務局はウィーンに設置されている。
- 全ての重要事項の決定は、年1回開催される総会において決定される。総会の議長は各国の持ち回りとしている。

〔 現在の総会議長国はベルギー
2008年はブルガリア 〕

- GWG（一般作業部会）は主に政治的問題についての協議及び情報交換を目的として年2回開催することとしている
- EG（専門家会合）はWAにおける規制リストの見直しのために年2回開催することとしている。

2007年12月4～6日、ウィーンで開催された第13回WA総会において、4年に1度の機能見直しの一環として、携帯式地对空ミサイル（MANPADS）の輸出管理強化、不安定化を引き起こす空輸による小型武器の移転の防止、WAの目的を推進するためのアウトリーチ活動の継続、汎用品最終需要管理の柔軟な実施について合意された。次回の総会は2008年12月に開催される予定である。

4. 中国、ロシアの国策民間会社が、日本をはじめとする外国の防衛産業に巧妙に資本参加しようとしているケース

中国、ロシアの国策民間会社のうち、ロシアの国策民間会社で、外国の防衛産業に資本参加しているケースが、少なくとも1件確認された。

朝鮮日報（2007年10月27日）によれば、2007年9月、ロシア対外貿易銀行が、EADSへの出資比率を6%に高めた（2006年9月で、5.02%の出資比率⁴⁾だった）ケースである。

また、中国、ロシアの国策民間会社で、外国の防衛産業へ資本参加をしようとする意図があるのかどうかは不明だが、外国の防衛産業にも関係する企業に間接的に資本参加している、あるいは、直接参加しようとしたケースが、少なくとも各1件確認された。

1件目⁵⁾は、2007年3月、中国の政府系ファンド（Sovereign Wealth Funds：SFW）がアメリカの投資ファンド、ブラックストーン・グループへの出資（30億ドル）を決め、5

月 20 日、中国政府からの出資を受け入れると発表したケースである。同ファンドは、軍事・衛星企業に投資している。株式保有比率は全体の 10%未満に留め、4 年以上保有する計画で、中国政府は、ブラックストーンから受け取る株式を議決権がない普通株とした。

ただし、2007 年 6 月 21 日、中国とロシアの政府関係者が、アメリカ財務省に対し、両国の国有投資ファンドが、アメリカ企業を買収する場合には、政治的摩擦を極力回避する意向を表明。企業買収について、両国とも「現時点では考えていない」としたうえで、「機会があっても（相手国にとって）問題にならない分野に限るだろう」と表明した。米議会では、ウェブ上院議員が軍事・衛星企業に投資しているブラックストーンを通じて、米国の先端技術が中国に流出する懸念を指摘している。

2 件目⁶⁾は、2007 年、アルミ王、ロシア人富豪オレグ・デリパスカ氏が日本製鋼所（原子炉大型部品世界シェア 8 割の企業）の買収を試みて断念したケースである。

以上に加え、直接防衛産業に関係はしないが、防衛産業への原材料供給源ともなる鉄鋼産業における中国、ロシアによる資本参加、買収のケースが、少なくとも、中国で 1 件、ロシアで 2 件確認された。

1 件目⁷⁾は、2007 年、国有の大手金融グループ中国中信集団（CITIC）が、7 月、オーストラリア東部の炭鉱企業マッカーサー・コールへの出資比率を 11.62%から 19.9%に高めたケースである。

2 件目⁸⁾は、2006 年、11 月、ロシア鉄鋼大手エブラズが、アメリカのオレゴン・スチールを約 23 億ドルで買収することで合意したケースである。

3 件目⁹⁾は、2007 年 10 月、ロシア鉄鋼大手、マグニトゴルスクは、西オーストラリアの資源大手、フォーテスキュー・メタルズ・グループへの出資比率を現在の 5%から 15%程度に上げるため、オーストラリア政府に認可を申請したケースである。

5. スウェーデンのケース

(1) コッカムス社のケーススタディー¹⁰⁾

スウェーデンの艦艇、潜水艦建造会社であるコッカムス（Kockums Naval Systems）社は、2000 年、親会社である Celsius 社が、ドイツの造船会社である Howaldtswerke-Deutsche Werft AG（HDW）社に全株式を売却したことにより、買収された。Celsius 社は、HDW の 26%

の株式を HDW 社の親会社であるドイツの Preussag 社より得た。この取引後、Preussag 社は 23%の株式を所有した。残り 51%の株式は、Babcock 社が所有した。

コッカムス社が HDW 社に買収された後、2000 年にスウェーデン海軍に対してコッカムスと FMV で開発したコルベット艦、Visby の輸出用タイプにおいて、HDW とコッカムス社主導で開発が始まり、HDW が武器と電子機器を主に担当する等、買収後から共同開発が始まった。

チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴェキアが EU に加盟した 2004 年 5 月、ドイツの鉄鋼とエンジニアリングの会社である ThyssenKrupp は、アメリカの投資会社、One Equity Partners が所有する HDW 社を買収する計画の一環として、コッカムスも買収する意図を表明し、2005 年 1 月、コッカムスは ThyssenKrupp 造船部門 (ThyssenKrupp Werften) と HDW 社を統合させた ThyssenKrupp Marine Systems AG 社の会社となった。この新たな造船グループの 75%の株式を ThyssenKrupp が所有し、残り 25%を One Equity Partners が所有し、HDW の株式売却で 2 億 2 千ユーロの現金を得た。

(2) スウェーデン政府の防衛調達改革方針¹¹⁾

スウェーデンの防衛調達改革は、「積極的な EU 政策」、「軍事非同盟政策」、「国連との協力重視、国連活動を通じた国際平和維持協力」、「北欧・バルト諸国との協力推進」を外交基本方針に掲げるスウェーデンの安全保障政策の基に、1998 年より進められている。

欧州において、2002 年にロシアが NATO へ準加盟した。また、2004 年、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ポーランドが EU と NATO へ加盟したことで、スウェーデンの安全性が強化された。

そういったなか、スウェーデンは、EU がスウェーデンの安全性維持の中心として捉え、EU の危機管理能力への貢献活動を重要視している。国際平和の促進活動への参加を増やすことが、防衛力の強化につながると捉え、防衛支出を削減する一方で、国際業務への投資を増加させる方針でいる。

以上の安全保障政策の下、スウェーデンの防衛政策は、国土侵入に対する安定した防衛力維持が必要だった冷戦の終結後、長期的観点からの新たな脅威、紛争への対応能力の構築、国際平和維持協業参加の為の防衛力保持に変わり、必要常備戦力の縮小、予算削減、新たな脅威への防衛力対応に適した防衛力の構造的変化を実行に移している。

これに伴い、防衛調達方針も、自国防衛機関、産業での防衛装備品開発から国際共同開発へ移行し、より規模の小さい、効果的で、柔軟性のある防衛力を形成する方向で、予算削減に対応している。

この防衛調達政策に従い、FMV (Swedish Defence Materiel Administration) も改革を行っている。1998年、スウェーデン政府によってイギリスのコンサルタントが雇われ、外国の装備をもっと考慮に入れた調達と資金の節約に取り組んだ。また、国土侵入対応の防衛力組織ではなく、より小規模で、焦点の当てられた国際的任務を優先した防衛力への転換に取り組む、これに適した防衛調達が行われている。規模に関し、2006年、政府は2009年の終わりまでに調達全体にかかる費用を含めた予算を9億クローナ(SEK)削減する方針を設定し、人員面でも、2004年の2000名から300名削減され、2006年現在、1700名の組織となっている。並行して、自国での防衛装備品開発重視から、国際市場で既に開発された材料購入へ重点が移り、開発する場合、国際共同開発が増加している。調達では、クロスファンクショナル・チーム制がよく利用され、2006年現在、約1200のプロジェクトが進行中で、毎年約500のプロジェクトが実行に移されている。

(3) スウェーデン政府による防衛産業への外資参入に関する政策・法律¹²⁾

スウェーデン政府による防衛産業への外資参入に関する政策・法律は特に表明されていない。ただし、スウェーデンが加盟するEUでは、EU内での防衛産業政策があり、その政策下において、EU内の外資によるスウェーデン国内の防衛企業買収が生じている。

EUでは、防衛産業への政策に関し、EU形成の基本になっているローマ協定223条(又はAmsterdam Treaty, Article 296)で、防衛産業に関する限り、依然として各国の自由取引等に関するEUルール適用除外を認め、加盟国は「武器、弾薬、軍需物資の生産と貿易に関連する加盟国の安全保障上の重要な利害を保護するために必要と考えられる措置」を取ることができる」と規定している(福田2007)。

しかし、重村(2003)によれば、1993年以降の米国の防衛産業の統合・合併による産業力の強化が図られていく状況を見て、1995年夏、EUの閣僚理事会は、欧州の武器政策に関する作業部会を設置し、欧州としての統一した武器政策の検討を開始し、1996年1月、欧州委員会は欧州防衛産業の統合・合併を促進するため、防衛産業との対話を開始した。

1997年6月には再編に関する決議が欧州議会において採択され、欧州武器政策を担当す

る閣僚理事会の作業部会においても、防衛産業基盤及び技術基盤の維持の重要性について意見を提出した。また、同月、閣僚理事会の中に共通の安全保障・外交政策を担当する事務局長が新設された。1997年11月、欧州委員会は閣僚理事会、欧州理事会、経済社会委員会、域内市場委員会に対し「防衛関連産業に対する欧州連合戦略の導入」と題する通知を発出した。1997年12月には、欧州各国の首脳は、防衛産業のトップに対して企業の統合・合併を促した。また、1998年7月、NATO（北大西洋条約機構）のヨーロッパ5カ国とスウェーデンは、ヨーロッパの防衛産業の再構築を進めることを意図する公式文書に署名した。

実際、欧州の防衛産業において、1999年に2つのイギリス企業が合併して世界第3位（2006年現在）の売上規模の防衛企業となっているBAE Systemsが誕生し、2000年に、フランス、スペイン、ドイツの航空宇宙会社が合併して世界第1位の航空宇宙企業（2006年現在）となっているEADSが誕生し、フランス企業を中心にした世界第1位の防衛情報システム企業（2006年現在）となっているThalesの合併等、大型の統合・合併が生じた。

このようなEUの政策と欧州の防衛産業における統合、合併があるなか、1995年にフィンランド、オーストリアと共にEUに加盟し、外交基本方針に積極的なEU政策を掲げるスウェーデンの防衛産業においてもEU内での合併・統合が生じた。

1990年代の終わり頃、スウェーデン国内の主な防衛企業は、Celsius社とSaab社の2社があったが、その後、1998年、航空機会社のSaab社がイギリスの航空機会社であるBritish Aerospaceと合併し、2000年、British Aerospace社が筆頭株主（約20%の資本参加）となったSaab社によって、Celsius社も買収され、イギリス資本の企業となった。また、同年、そのCelsius社所有の艦艇・潜水艦製造企業であるKochums社もドイツのHowaldtswerke-Deutsche Werft AG（HDW）社に買収され、欧州内での統合・合併が生じた。

一応、スウェーデンの法律に関し、外資参入を規制する法律はないが、「商品、役務およびその他の製品の製造および取引の分野における有効な競争の障害を排除および抑制すること」を目的とした競争法（1993年7月1日施行）第37条（池野1998）において、「企業買収は、参加企業の前事業年度の総取引高が40億クローネを超える場合には、企業買収契約の当事者は、スウェーデン競争庁に対し、届出なければならない。」とし、第34条において、「スウェーデン事象の全体または重要な一部の有効な競争の存在または発展をかなりの程度妨げ、あるいは、妨げる虞れのある支配的地位を創設ないし強化する場合、公共の利益を害する方法で行われる場合」に、「ストックホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の

求めにより、第 37 条の強制的届出の対象となる企業買収を禁止することができる。」という規制が存在する。

また、EU は、安全保障分野における外資参入に対し、2007 年 8 月、EU や加盟国政府が保有する黄金株制度導入の検討を始めている。

(4) Bofors 社のケーススタディ¹³⁾

2000 年、BAE システムズが最大の株主（当時）である [Saab](#) が、Bofors の親会社である Celsius Group を買収し、同年 9 月、[United Defense Industries](#) (UDI) が Bofors Weapon Systems (the heavy weapons division) を Saab から買い、Bofors Defence とし、Saab は Bofors のミサイル事業を保持した。BAE システムズが Bofors 買収後、1999 年に開始されていたスウェーデン海軍との共同プロジェクトであるアメリカ海軍用の弾道修正資材 TCM (the Trajectory Correctable Munition) プロジェクトの開発責任を BAE システムズが担うことになったが、そのすぐ後、アメリカのユナイテッドディフェンスが、Bofors の重兵器部門を買収したことで、この TCM プロジェクトも、ユナイテッドディフェンス傘下の Bofors Defence として、開発に取り組み、2001 年に成功裏に試験が終了した。2005 年 6 月、BAE Systems は UDI を買収し、買収の一部にあった Bofors Defence を BAE Systems Bofors とした。

6. 英・仏・独・米の防衛調達方針

(1) イギリスの防衛調達方針¹⁴⁾

イギリスの防衛調達方針は、国防省が公表している Defence Industrial Strategy (2005)、Defence Technology Strategy (2006) によれば、国家安全の観点から、国内製造基盤（インフラ、技術、知的資産・能力）を維持しながら、国際共同研究のプロセス、機会、領域を改善し、軍のニーズに対して、柔軟性、敏捷性、即応性のある調達に重点をおいている。

実際の調達でも、1998 年の国防省による構想から、2003 年以降、BAE システムズ（英）、タレス（仏）のイギリス現地法人（タレス UK）が中心となって、イギリスの次世代空母 CVF の国際共同開発が進められている。この開発には、フランス政府もプロジェクト費等 1 億 1500 万ユーロの費用負担等を通じ、参加している。製造は、全てイギリス国内の造船所で、分割製造用のスーパーブロックを BAE システムズ、VT グループ、Babcock がそれ

ぞれ分割製造している。

また、新防空駆逐艦 Type 45 の開発も、1999 年にイギリス、フランス、イタリア間の契約により、主契約企業が Matra BAe Dynamics（現在の BAE システムズ（英））で、Thomson-CSF（現在の Thales（仏））、Aerospatiale（現在の EADS（仏））、Finmeccanica（伊）、Alenia（現在の MBDA：BAE システムズ、EADS、FINMECCANICA との共同会社）、Northrop Grumman (formerly Litton) Marine Systems（米）、Raytheon Systems Ltd（英）等との共同開発で進められ、2009 年に配備予定である。製造に関し、8 艘建造予定中、6 艘が BAE システムズ契約となっている。

新戦闘機ユーロファイター（タイフーン）も、イギリス、イタリア、スペイン、ドイツ(旧西ドイツ)の四カ国が 1988 年に共同開発を開始し、2000 年、英国ファーンボロ国際航空ショー（Farnborough International Airshow）で公の舞台に初めて登場、2003 年にイギリス空軍に配備された。開発製造担当のユーロファイター GmbH 社（現在の [Alenia Aeronautica](#)、[BAE Systems](#)、[EADSCASA](#)、EADS Deutschland 4 社の共同会社）とエンジン開発担当のユーロジェット社（Avio (Italy)、ITP (Spain)、MTU Aero Engines (Germany)、Rolls-Royce (UK) 4 社の共同会社）が開発企業で、下請企業を含めると 400 社以上（その多くがイギリス企業）にのぼった。現在、イギリス、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリアに対し、配備中で、契約機数は 635 機にのぼる。

(2) フランスの防衛調達方針¹⁵⁾

フランスの防衛調達方針は、2004 年の Defence Ministry's Procurement Policy や国防相 (Alliot-Marie) の 2005 年スピーチにおいて、欧州レベルの防衛能力向上、供給能力維持、企業統合促進、政府による国内防衛産業維持（自立的競争力維持）と経済的効率性追及、供給基盤維持、欧州規模の防衛企業にすること、産業との対話強化、欧州の防衛力強化につながるメンバー間での共同開発の促進、輸出強化（自由競争の促進）を掲げている。

1980 年代初頭に、フランス産業界と政府が独力での戦闘機開発を決め、1986 年に初飛行を果たした Rafale（ラファール）開発を担当したのは、フランス企業の軍用機メーカーである Dassault Aviation で、1998 年、フランス政府が Aerospatiale に Dassault Aviation の株式 45.76% を譲渡し、2000 年、その Aérospatiale-Matra が DASA、CASA と合併して [EADS](#) となり、現在では、EADS が株を保有する企業（46.30%、2007 年現在）である。その Dassault Aviation は、the French Armament Procurement Agency（DGA）が契約主である次世代戦闘機

nEUROnの開発も主契約企業、プロジェクト管理企業として、担当している。nEUROnは、ラファールと対照的に、Alenia (Italy)、SAAB (Sweden)、Hellenic Aerospace Industry (Greece)、EADS (Spain)、RUAG (Switzerland) 等との国際共同開発プロジェクトで、2003年に計画が練られ始め、2006年に計画が開始された。作業の約半分は、フランス産業以外の契約企業に委託される予定で、2011年に初飛行の計画である。

空母開発に関して、2004年、DCNとThalesが2014年に運用予定のフランス海軍の次期空母PA2計画で、概念設計から製造、運営サービスを管理する主契約共同会社(DCN65%、Thales35%の株式)を設立した。2005年1月に、国防相の認可により、予算100万ユーロでデザインフェーズが始まった。同時に、イギリスの次期空母CVF計画との共同開発の検討がなされ、CVFを適合させたデザインをPA2に採用する結論となり、PA2開発計画は概念化から完成と運用支援までイギリス次期空母CVF計画と共同して行うことになった。

その後、フランス国防、経済・金融・産業相の合意により、フランス海軍の防衛ビジネスを1つに集約させることになり、PA2開発企業である、DCNとThales間で、ThalesがDCNの25%株式(75%はフランス政府が所持)を取得し、DCNがフランスでのThalesの海軍作業を全般的に担当することとなった。さらに、2007年4月、Thalesのフランスにおける海軍ビジネスをDCNが統合し、DCNSとなった。そして、2007年11月、イギリスとフランスの共同開発に関し、改めて、契約企業同士(DCNS、Aker Yards for France、BAE Systems、VT Shipbuilding、THALES、Babcock Support Services for the United Kingdom)で共同開発の合意がなされた。

(3) ドイツの防衛調達方針¹⁶⁾

2004年に公表された防衛方針のなかで、ドイツ政府は、2010年に向け、EU、NATOにおける政治的地位を安定させ、国防軍力と防衛産業政策において、国防軍の目的が、国土防衛、NATOへの参加から、より柔軟性のある国際業務への選択的参加の必要の高まりに伴い、徴兵制から志願制へ移行し、人件費、運営費、研究費、調達費を抑える方針である。防衛産業に関して、欧州レベルでの産業化を促進し、追加的規制による妨げをせず、欧州での共同研究、調達を推奨する方針を提示している。

ドイツ企業であるDASAのヘリコプター部門は、1992年、フランスのアエロスペースのヘリコプター部門と合併し、ユーロコプターが設立され、2000年に、親会社両社が、スペインの[Construcciones Aeronáuticas SA \(CASA\)](#)と合併し、The European Aeronautic Defence

and Space Company (EADS).となったことから、EADSの100%子会社となっている。そのEurocopter（その前身も含め）は、40年以上かけ、38ヶ国に、27バージョンのヘリコプターを4300機以上の共同開発をした経験を持っている。

例えば、ユーロコプター設立時の1992年、ドイツ、イタリア、フランス、オランダによって軍用ヘリコプターNH90の共同開発が始まり、2000年から最初の生産が始まったが、その主契約企業にユーロコプターが、Agusta (Italy)、Stork Fokker Aerospace B.V. (the Netherlands) と共に参加している。また、EADSの子会社となった後も、2002年、7月には、ポルトガル軍との共同開発で、軍用ヘリコプターEC635を開発、9機を受注している。

2007年6月、ドイツの the Federal Office of Defense Technology and Procurement (BWB)は、国際業務の運営と脅威からの防衛任務を目的としたドイツ海軍の class 125 frigates 4隻の建造を ThyssenKrupp Marine Systems と Fr. Lürssen Werft との間で契約した。1隻目は、2014年に配備予定である。ThyssenKrupp Marine Systems 社の Hamburg と Emden で設計、建造、配備作業を行う予定である。約800社のサブコンがこのプロジェクトに関与する予定で、全体の約80%の生産がドイツで行われる予定である。

(4) アメリカの防衛調達方針¹⁷⁾

国防総省は、調達に際し、より単純な方法で、契約構成と契約管理方針が法に従い、政府の利益に最も貢献し、産業に対し、公平で公正であるとし、これを推奨している。契約に関し、タイムリーな方法、公平で手頃な価格で、ミッション能力と業務サポートに対し、測定可能な改善が伴ったユーザーニーズを満たす製品品質を取得する目的を持っている。この目的を達成するために、調達政策は、柔軟性、対応力、イノベーション、統制、能率的・効率的なマネジメントに重点を置いている。

国際間契約に関し、アメリカ企業以外を利用しない製品の法律や規定(Berry Amendment restrictions, Buy American Act, and Small Business Act 等)、または、防衛業務を遂行する際に、アメリカ企業ではない企業を利用しない法律や規定(national disclosure policy 等)がある。

F-35 戦闘機は、アメリカとイギリス政府の要求に基づき、2001年、ロッキードマーティンの試作機の採用が決まり、開発に入った。この開発段階には、9カ国（アメリカ、イギリス、イタリア、オランダ、トルコ、カナダ、デンマーク、ノルウェー、オーストラリア）の資金面等での協力が加わった。主契約企業は、ロッキードマーティンで、Northrop Grumman と BAE Systems 等がこのプロジェクトの主要な参加企業である。10年間のシス

テム開発と実証期間を予定している。

国際共同開発の F-35 とは対比的に、2004 年 5 月、アメリカで唯一の原子力空母建造会社であるノースロップグラーマン・ニュースポートニュース社は、アメリカ海軍次世代原子力空母 CVN21 建造準備の契約を交わした。CVN21 計画は、概念化、デザイン、建造、試験、海軍への配備を使命としており、2005 年に、2008 年度よりの CVN21 の全体建造前のデザイン・建造戦略を試すために、この計画の最初の空母である CVN78 の下準備としての建造が開始された。2014 年にアメリカ海軍に配備予定である。

7. 今後の研究活動

本報告書は、国の安全保障に係わる装備等を生産している企業に対する外国資本による買収に関する各国の法規制の状況、ならびに、その背後に存する各国政府の防衛調達改革方針について俯瞰するとともに、いくつかの欧州企業に関する代表的なケースを取り上げ、防衛調達改革を推進する関係諸賢への参考資料を提供した。資源の制約条件に加えて、比較的短期間でまとめ上げなければならなかったこともあり、調査報告の範囲は限られていたとはいえ、今後の防衛調達制度改革の議論にとって有用でハンディーな資料集として、ご活用いただければ幸いである。

スウェーデンのコッカムス社や Bofors 社のケーススタディーでも示されたように、西欧民主主義諸国家をまたぐ外資導入は、各国防衛産業の生き残り策の一環として、むしろ積極的に進行しつつある。

今後の研究の方向性としては、2 つの方向でさらに取り組む必要がある。第 1 は、本報告書で論じた西欧民主主義国家間の外資導入に関する実態調査をより深め、わが国との国際比較の観点から、より堅固な知見を得たうえで、議論を進めることである。例えば、初年度では、旧共産圏の国策民間会社が、日本をはじめとする外国の防衛産業に資本参加しようとしているケースについて聞き取り調査は実施できておらず、また、日本企業の対応についても、調査は端緒についていない。

さらに、第 2 の方向として、初年度ではなしえなかったアメリカの防衛産業の外資対策ならびに諸規制について現状を把握したうえで、これを基準に、実証的な国際比較という作業がなされなければならない。アメリカおよび欧州各国の最新の防衛調達制度に関する

実地調査を推進し、本報告書で俯瞰した各国の外資参入に対する法規制と関連諸問題の実態を把握し、今後新たに整理できる課題等を検討し、より広範な評価基準を探索したうえで、改革の参考に供することが大切な課題となろう。

今後の研究活動は、上記の2つの方向性で続行することが肝要であり、日本の健全な防衛調達活動に貢献する優れた判断材料を提供することを今後の課題として研究活動を推進していく方針である。

【注】

- 1) 日本の武器の定義は、経済産業省によれば2つの定義の解釈がある。第1は、「武器輸出3原則別（本文後述）における『武器』とは、『軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの』をいい、具体的には、輸出貿易管理令第1の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するもの」で、『部分品』又は『付属品』が規定されている場合は、その『部分品』又は『付属品』も含まれる。第2は、「自衛隊法上の『武器』については、『火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等』で、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものである。
- 2) 規制業種は、以下の通りである（経済産業省2007）。
 1. 国際ルール（OECD資本移動自由化コード）に基づき規制を行っている業種
 - ①「国の安全」に係る業種：武器、航空機、原子力、宇宙開発、火薬類（これら産業等に係る電子部品、電子計算機、電子機械器具製造業等を含む）
 - ②「公の秩序」に係る業種：電力・ガス、熱供給、通信、放送、水道、鉄道、旅客運送
 - ③「公衆の安全」に係る業種：生物学的製剤製造業、警備業
 2. 我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種

農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

2007年9月より、外国企業が日本企業を買収する際に政府に事前の届け出を義務づける上記の「国の安全」に係る規制業種に、新たに外為法に基づく輸出管理の対象となっている業種が加えられた。

輸出貿易管理令別表第一の二から四までの項に掲げる大量破壊兵器関連汎用品

項番	輸出許可品目	項番	輸出許可品目	項番	輸出許可品目
2. 原子力		(24)	リチウム・リチウム合金等	(49)	トリチウム回収用触媒
(1)	核燃料物質・核原料物質	(25)	タングステン・同合金等	(50)	ヘリウム3
(2)	原子炉・原子炉用発電装置	(26)	ジルコニウム・同合金等	3. 化学兵器	
(3)	重水素・重水素化合物	(27)	ふっ素製造用の電解槽	(1)	軍用化学製剤原料
(4)	人造黒鉛	(28)	遠心分離器ロータ製造装置	(2)	軍用化学製剤製造装置
(5)	核燃料物質等分離再生装置	(29)	遠心力釣り合い試験器	3の2. 生物兵器	
(6)	リチウム同位元素分離用装置	(30)	フラメントワインディング装置	(1)	軍用細菌製剤原料
(7)	ウラン同位元素分離用装置	(31)	ガスレーザー発振機等	(2)	軍用細菌製剤製造装置等
(8)	周波数変換器	(32)	質量分析計・イオン源	4. ミサイル	
(9)	ニッケル粉・多孔質金属	(33)	六フッ化ウラン耐食性圧力計	(1)	ロケット・同製造試験装置
(10)	重水素・同化合物製造装置	(34)	ソリッドコイル形超電導電磁石	(1-2)	無人航空機
(10-2)	三酸化ウラン等の製造装置	(35)	真空ポンプ	(2)	ロケット部分品・製造装置
(11)	しごきスピニング加工機	(36)	直流電源装置	(3)	推進装置
(12)	数値制御工作機械等	(37)	電子加速器等	(4)	しごきスピニング加工機
(13)	誘導炉、アーク炉等	(38)	発射体を用いる衝撃試験機	(5)	サーボ弁・軸受等
(14)	アイソスタチックプレス	(39)	ストリークカメラ等	(6)	推進薬
(15)	ロボット	(40)	流体速度測定用干渉計等	(7)	推進薬製造装置
(16)	振動試験装置	(41)	パルス発生器等	(8)	連続式・バッチ式混合機
(17)	アルミニウム合金等	(42)	光電子倍増管	(9)	ジェットミル等の製造装置
(18)	ベリリウム・ベリリウム合金	(43)	静電加速型中性子発生装置	(10)	複合材料等
(19)	核兵器起爆用アルファ線源	(44)	遠隔操作マニピュレーター	(11)	ノズル
(20)	ホウ素	(45)	放射線遮蔽窓	(12)	ノズル等の製造装置
(21)	核燃料物質製造用の還元剤	(46)	耐放射線カメラ・レンズ	(13)	アイソスタチックプレス
(22)	アクチニド耐食性のろつぼ	(47)	トリチウム・同化合物等	(14)	炭素密度増加炉
(23)	hafnium・同合金等	(48)	トリチウム製造装置等	(15)	人造黒鉛・マルエージング鋼等

(出所：経済産業省「外為法に基づく対内投資規制の見直しについて」2007, p. 8)

輸出貿易管理令別表第一の五から十五の項までに掲げる通常兵器関連汎用品のうち特に機微性が高い一部製品の製造業

項番	輸出許可品目	項番	輸出許可品目	項番	輸出許可品目
(16)	加速時計・ジャイロスコープ	(4)	アイソスタチックプレス	(3)	センサー用光ファイバ
(17)	姿勢制御装置	(6)	測定装置	(4)	カメラ
(18)	アビオニクス装置	(7)	ロボット	(6)	光学部品
(19)	航空機搭載用重力等	7. エレクトロニクス		(7)	光学器械制御装置
(20)	ロケット発射台・地上支援装置	(1)	集積回路	(9)	磁力計
(21)	無線遠隔測定装置等	(6)	電池	(11)	レーダー
(22)	ロケット搭載用電子計算機	(7)	高電圧用コンデンサ	12. 海洋関連	
(23)	ロケット用A/D変換器	(9)	磁気テープ記録装置	(1)	潜水艇
(24)	振動試験装置等	(16)	半導体製造装置	(2)	船舶の部分品
(24-2)	ロケット設計用の電子計算機	(17)	マスク・レクチル	(5)	水中用ロボット
(25)	音波等減少用材料・装置	(18)	半導体基板	(6)	動力装置
(26)	ロケット用集積回路等	(19)	レジスト	13. 推進装置	
5. 先端素材		8. コンピュータ		(5)	推進装置関連製造試験装置
(3)	芳香族ポリイミド製品		電子計算機	15. 機微品目	
(5)	ニッケル合金・チタン合金	9. 通信関連		(1)	繊維を使用した成型品
(6)	金属磁性材料	(1)	伝送通信装置	(2)	電波吸収材・導電性高分子
(7)	ウランチタン合金等	(3)	光ファイバー通信ケーブル	(3)	核熱源物質
(8)	超電導材料	(6)	伝送通信装置の設計製造測定装置	(4)	デジタル制御方式の伝送通信装置
(14)	セラミック	(7)	暗号装置	(5)	水中探知装置
(16)	ビスマレイミド	(8)	情報伝達信号漏えい防止装置	(6)	宇宙用光検出器
(18)	有機・無機・炭素繊維	(10)	盗聴防止用通信ケーブル	(7)	レーダー
6. 材料加工		(11)	暗号装置等の設計製造測定装置	(8)	潜水艇
(1)	軸受	10. センサー・レーザー		(9)	船舶用防音装置
(2)	数値制御工作機械	(1)	音波利用水中探知装置	(10)	ラムジェットエンジン等
(3)	歯車製造用工作機械	(2)	光検出器		

(出所： 経済産業省「外為法に基づく対内投資規制の見直しについて」2007, p. 9)

- 3) EADS英語版ホームページ (<http://www.eads.net/>)、2007年11月29日。
- 4) Blackstoneホームページ (<http://www.blackstone.com/>)、2007年11月29日、United States DEPARTMENT OF THE TREASURYホームページ (<http://www.treas.gov/>)、2007年11月29日、Reutersホームページ (<http://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-26534720070621>)、2007年11月29日、日本経済新聞2007年6月23日朝刊7面。
- 5) 日本経済新聞2007年9月29日朝刊1面。
- 6) 日本経済新聞2007年10月22日朝刊6面。
- 7) 日本経済新聞2006年11月21日夕刊3面。
- 8) 日本経済新聞2007年10月22日朝刊6面。
- 9) Kockums ホームページ (<http://www.kockums.se/>)、2007年11月7日、FMV (Swedish Defence Materiel Administration) 英語版ホームページ (<http://www.fmv.se/default.aspx?id=121>)、2007年11月7日、“Case No COMP/M.1709-Preussag/Babcock/Celsius” Notification of 9 November 1999 pursuant to Article 4 of Council Regulation No 4064/89” (http://ec.europa.eu/comm/competition/mergers/cases/decisions/m1709_en.pdf)。

- 10) FMV (Swedish Defense Materiel Administration) 英語版ホームページ (<http://www.fmv.se/default.aspx?id=121>)、2007年11月7日、2007年11月7日「NATO 北 大 西 洋 条 約 機 構 」 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E5%A4%A7%E8%A5%BF%E6%B4%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84%E6%A9%9F%E6%A7%8B>)、Swedish Ministry of Defence 2004, “A Summary of Government Bill 2004/05:5 Our Future Defence—The Focus of Swedish Defence Policy 2005-2007,” Government Offices of Sweden、Commission of the European Communities 2000, “Case No COMP/M.1709-Preussag/Babcock/Celsius Notification of 9 November 1999 pursuant to Article 4 of Council Regulation No 4064/89” (http://ec.europa.eu/comm/competition/mergers/cases/decisions/m1709_en.pdf)、EU 欧州連合駐日欧州委員会代表部ホームページ (<http://www.deljpn.ec.europa.eu/>)、2007年11月7日、Government Offices of Sweden ホームページ (<http://www.sweden.gov.se/>)、2007年11月7日、Invest In Sweden Agency ホームページ (http://www.isa.se/templates/Startpage___2008.aspx)。2007年11月7日。
- 11) EU 欧州連合駐日欧州委員会代表部ホームページ (<http://www.deljpn.ec.europa.eu/>)、2007年11月7日、『ウィキペディア』日本語版 2007年11月7日「欧州司法裁判所」 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E5%8F%B8%E6%B3%95%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80>))、Saab ホームページ (<http://www.saabgroup.com/en/index.htm>)。2007年11月7日、JETRO 日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp/biz/world/>)。2007年11月7日。
- 12) Saab ホームページ (<http://www.saabgroup.com/en/index.htm>)、2007年11月7日、BAE Systems ホームページ (http://www.baesystems.com/Newsroom/NewsReleases/2005/press_24062005.html)、2007年11月29日、Uniteddefense ホームページ (http://www.uniteddefense.com/pr/pr_20010228a.htm)、2007年11月29日。
- 13) UK Ministry of Defense ホームページ (<http://www.mod.uk/DefenceInternet/Home/>)、2007年11月29日、BAEシステムズホームページ (<http://www.baesystems.com/>)、2007年11月29日、タレスホームページ (<http://search.thalesgroup.com/>)、2007年11月29日、イギリス海軍ホームページ (<http://www.royal-navy.mod.uk/>)、2007年11月29日、MBDA ホームページ (<http://www.mbda-systems.com/>)、2007年11月29日、ユーロファイター公式ホームページ (<http://www.eurofighter.com/>)、2007年11月29日、ユーロジェットホームページ (<http://www.eurojet.de/>)、2007年11月29日、EADS ホームページ (<http://www.eads.net/1024/en/eadsuk/Major%20Programmes/Eurofighter%20Typhoon.html>)、2007年11月29日。
- 14) フランス国防省英語版ホームページ (<http://www.defense.gouv.fr/>)、2007年11月29日、Dassault Aviation 英語版ホームページ (<http://www.dassault-aviation.com/>)、2007年11月29日、Hellenic Aerospace Industry ホームページ (<http://www.haicorp.com/>)、2007年11月29日、DCN ホームページ (<http://www.dcn.fr/>)、2007年11月29日、Thales Naval ホームページ (<http://www.thales-naval.nl/naval/activities/warship/minrem.htm>)、2007年11

月 29 日。

- 15) The Defense Industry Committee AVW 英語版ホームページ (<http://www.germandefence.de/tce/frame/main/155.htm>)、2007 年 11 月 29 日、EADS 英語版ホームページ (<http://www.eads.net/>)、2007 年 11 月 29 日、ユーロコプターホームページ (<http://www.eurocopter.com/>)、2007 年 11 月 29 日、NH インダストリーホームページ (<http://www.nhindustries.com/>)、2007 年 11 月 29 日、The Federal Office of Defense Technology and Procurement (BWB) 英語版ホームページ (<http://www.bwb.org/>)、2007 年 11 月 30 日、Thyssenkrupp-marinesystems 英語版 (<http://www.thyssenkrupp-marinesystems.de/>)、2007 年 11 月 30 日。
- 16) U.S. Department of Defense ホームページ (<http://www.defenselink.mil/>)、2007 年 11 月 29 日、Defense Procurement and Acquisition Policy ホームページ (<http://www.acq.osd.mil/dpap/>)、2007 年 11 月 29 日、Team JSF ホームページ (<https://www.teamjsf.com/>)、2007 年 11 月 29 日、F - 35 Lightning II Program ホームページ (<http://www.jsf.mil/>)、2007 年 11 月 29 日、Northropgrumman ホームページ (<http://www.nn.northropgrumman.com/>)、2007 年 11 月 30 日。

* 本報告書は、平成 19 年度(財)防衛調達基盤整備協会の調査研究委託の一環として、一橋大学イノベーション研究センター西口敏宏教授の厳格な指導の下で、一橋大学商学研究科博士課程生清野嘉之が草稿をまとめ、適宜加筆修正して作成されたものである。

【参考文献】

福田毅

2007. 「安全保障政策－装備協力と EDA の活動」『拡大 E U－機構・政策・課題－総合調査報告書（調査資料 2006-4）』 pp. 240-258. 国立国会図書館調査及び立法考査局
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200705/2mokuji.pdf>)

池野千白

1998. 「1992 年スウェーデン競争法」『中京法学』 pp. 123-138. 中京大学法学会
経済産業省
2007. 「外為法に基づく対内直接投資規制の見直しについて」
(<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kokusai/event/data/toushiminaoshipoint.pdf>)
2007. 「News Release 外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しについて」

『毎日新聞』

2007. 9 月 30 日 東京朝刊 7 面

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

2006. 「対内直接投資及び対外直接投資に関する調査（財務省委託調査）」
(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1803chokutou.htm>)

『日経金融新聞』

2007. 7 月 9 日 朝刊 2 面

『日経産業新聞』

2007. 9 月 5 日 11 面

『日本経済新聞』

2006. 11 月 21 日 夕刊 3 面
2007. 5 月 21 日 夕刊 1 面
2007. 6 月 23 日 朝刊 7 面
2007. 7 月 14 日 朝刊 1 面
2007. 8 月 6 日 朝刊 1 面
2007. 10 月 22 日 朝刊 6 面
2007. 10 月 31 日 朝刊 1 面
2007. 11 月 14 日 朝刊 9 面

重村勝弘

2003. 「欧州連合の防衛産業戦略・政策から見たわが国の防衛産業政策への示唆について」『DRC 年報 2003』（財）ディフェンスリサーチセンター
(<http://www.drc-jpn.org/AR-7J/mokuji-03j.htm>)

『読売新聞』

2007. 5 月 21 日 東京夕刊 2 面
2007. 9 月 30 日 東京朝刊 9 面

『ウィキペディア (Wikipedia)』 日本語版

2007. 11月7日「欧州司法裁判所」
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E5%8F%B8%E6%B3%95%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80>)
2007. 11月7日現在「NATO 北大西洋条約機構」
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E5%A4%A7%E8%A5%BF%E6%B4%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84%E6%A9%9F%E6%A7%8B>)
2007. 11月29日「F-35」
([http://ja.wikipedia.org/wiki/F-35_\(%E6%88%A6%E9%97%98%E6%A9%9F\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/F-35_(%E6%88%A6%E9%97%98%E6%A9%9F)))
- Ann M. Calvaresi-Barr
2007. “Defense Trade: National Security Reviews of Foreign Acquisitions of U.S. Companies Could Be Improved,” United States Government Accountability Office.
(<http://www.gao.gov/new.items/d07661t.pdf>)
- Commission of the European Communities
2000. “Case No COMP/M.1709-Preussag/Babcock/Celsius” Notification of 9 November 1999 pursuant to Article 4 of Council Regulation No 4064/89”
(http://ec.europa.eu/comm/competition/mergers/cases/decisions/m1709_en.pdf)
- OECD.
2006. ”International Investment Perspectives 2006 Edition”
(<http://www.oecd.org/dataoecd/54/58/37010986.pdf>)
- Swedish Ministry of Defence
2004. “A Summary of Swedish Government Bill 2004/05: 5 Our Future Defence — The Focus of Swedish Defence Policy 2005-2007.” Government Offices of Sweden.
- Thomas-Herbecq & Associés
2006. “Regulation of Foreign Investments in France.” Euro-American Lawyers Group.
- Wikipedia 英語版
2007. 11月29日 “F-35 Lightning II” (http://en.wikipedia.org/wiki/F-35_Lightning_II)
2007. 11月29日 “Dassault Aviation” (http://en.wikipedia.org/wiki/Dassault_Aviation)
- 朝鮮日報 Online ホームページ (<http://www.chosunonline.com/article/20071027000020>)、2007年11月29日
- 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)、2007年11月7日
- 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)、2007年11月7日
- 公正取引委員会ホームページ (<http://www.jftc.go.jp/ma/kisoku/kitei/kitei.html>)、2007年11月29日
- BAE Systemsホームページ (<http://www.baesystems.com/>)、2007年11月29日
- BI - MEホームページ (<http://www.bi-me.com/main.php?id=11820&t=1&c=34&cg=>)、2007年11月30日
- Blackstoneホームページ (<http://www.blackstone.com/>)、2007年11月29日
- Dassault-aviatio英語版ホームページ (<http://www.dassault-aviation.com/>)、2007年11月29日
- DCN ホームページ (<http://www.dcn.fr/>)、2007年11月29日
- [The] Defence Industry Committee AVW 英語版ホームページ
(<http://www.germandefence.de/tce/frame/main/155.htm>)、2007年11月29日

Defense Procurement and Acquisition Policy (アメリカ) ホームページ
(<http://www.acq.osd.mil/dpap/>)、2007年11月29日

EADS英語版ホームページ (<http://www.eads.net/>)、2007年11月29日

EU 欧州連合駐日欧州委員会代表部ホームページ (<http://www.deljpn.ec.europa.eu/>)、2007年11月7日

Eurocopterホームページ (<http://www.eurocopter.com/>)、2007年11月29日

Eurofighter公式ホームページ (<http://www.eurofighter.com/>)、2007年11月29日

Eurojetホームページ (<http://www.eurojet.de/>)、2007年11月29日

F - 35 Lightning II Programホームページ (<http://www.jsf.mil/>)、2007年11月29日

[The] Federal Office of Defense Technology and Procurement (BWB)英語版ホームページ
(<http://www.bwb.org/>)、2007年11月30日

FMV (Swedish Defence Materiel Administration) 英語版ホームページ
(<http://www.fmv.se/default.aspx?id=121>)、2007年11月7日

French Ministry of Defence (フランス国防省) 英語版ホームページ
(<http://www.defense.gouv.fr/>)、2007年11月29日

Government Offices of Sweden ホームページ (<http://www.sweden.gov.se/>)、2007年11月7日

Hellenic Aerospace Industryホームページ (<http://www.haicorp.com/>)、2007年11月29日

Invest In Sweden Agency ホームページ (http://www.isa.se/templates/Startpage____2008.aspx)、
2007年11月7日

JETRO 日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp/biz/world/>)、2007年11月
7日

Kockums ホームページ (<http://www.kockums.se/>)、2007年11月7日

MBDAホームページ (<http://www.mbda-systems.com/>)、2007年11月29日

NHindustries ホームページ (<http://www.nhindustries.com/>)、2007年11月29日

Northropgrummanホームページ (<http://www.nn.northropgrumman.com/>)、2007年11月30日

Reuters ホームページ (<http://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-26534720070621>)、2007年11
月29日

Royal Navyホームページ (<http://www.royal-navy.mod.uk/>)、2007年11月29日

Saab ホームページ (<http://www.saabgroup.com/en/index.htm>)、2007年11月7日

Team JSFホームページ (<https://www.teamjsf.com/>)、2007年11月29日

Thales Groupホームページ (<http://search.thalesgroup.com/>)、2007年11月29日

Thales Naval ホームページ (<http://www.thales-naval.nl/naval/activities/warship/minrem.htm>)、
2007年11月29日

Thyssenkrupp-marinesystems英語版 (<http://www.thyssenkrupp-marinesystems.de/>)、2007年11
月30日

U.K. Ministry of Defence ホームページ (<http://www.mod.uk/DefenceInternet/Home/>)、2007年
11月29日

U.S. Department of Defense ホームページ (<http://www.defenselink.mil/>)、2007年11月29日

U.S. Department of [the] Treasuryホームページ (<http://www.treas.gov/>)、2007年11月29日

平成18・19年の発刊・平成20年発刊予定資料

BSK 第18-1号『米 国 の 国 家 対 情 報 戦 略』
BSK 第18-2号『米大統領に対する2004年度秘密区分指定状況の報告』
BSK 第18-3号『わが国をめぐる兵器技術情報管理の諸問題(平成17年度)』
BSK 第18-4号『技術情報セキュリティの現状と動向(平成17年度)』
BSK 第18-5号『秘密保護の法的枠組みと具体的対策』
BSK 第18-6号『米国連邦政府省庁の情報セキュリティ管理策の評価手法と手順』
BSK 第18-7号『セキュリティ・ガイド(Security Guide 2006)』(保全講習受講企業用)
BSK 第18-8号『合衆国防衛関連企業に対する技術収集動向(2006年)』

BSK 第19-1号『米連邦政府サイバー・セキュリティ研究開発の調整態勢』
BSK 第19-2号『外国の経済情報収集及び産業スパイ活動に関するホワイトハウス年次報告(2005年)』
BSK 第19-3号『情報セキュリティの現状と動向(平成18年度)』
BSK 第19-4号『米国におけるインサイダー脅威への取り組み』
BSK 第19-5号『わが国をめぐる兵器技術情報管理の諸問題(平成18年度)』
BSK 第19-6号『2006年米国の情報コミュニティ年次報告』『米国の国家対情報戦略(2007)』

BSK 第20-1号『対情報訓練資料(企業秘密を盗み出す手口とその対策)』
BSK 第20-2号『人的セキュリティ:脅威、挑戦、および対策』
— 英国における人的セキュリティお取り組み —
BSK 第20-3号『わが国をめぐる兵器技術情報管理の諸問題(平成19年度)』
BSK 第20-4号『技術情報セキュリティの現状と動向(平成19年度)』
BSK 第20-5号『米国における情報セキュリティ関連のユーザー教育、資格付与及び管理について(平成19年度)』
BSK 第20-6号『インサイダー犯罪防止のための監視・監査体制の在り方(平成19年度)』
BSK 第20-7号『新しい防衛調達モデルの探索的調査研究(総論)』
BSK 第20-8号『国の安全保障に係わる装備等を生産している企業に対する外国資本による買収に関する各国の法規制の状況』
BSK 第20-9号～『未定(米国会計検査院年次報告、国家対情報局年次報告ほか)』

- 1 本報告書の中で意見にわたるものは、委託研究先の見解であることをお断りしておきます。
- 2 BSK20-1以降の資料は、データ容量の範囲内のものを選び当協会のホームページに掲載しております。

国の安全保障に係わる装備等を生産している企業に対する外国資本による買収に関する各国の法規制の状況

平成20年3月 発行

非売品 禁無断転載・複製

発行者：財団法人 防衛調達基盤整備協会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町21番3-2

電話：03-3358-8754

F A X：03-3358-8735

メール：hozen@bsk-z.or.jp

BSKホームページ：<http://bsk-z.or.jp>

